

那珂川市市長交際費支出基準

区分	支出先		葬儀包金	初盆	弔電	生花	備 考
弔 事	議 員	本人	5,000円	○	○	○	* 生花は20,000円(税別)とする。 * 執行機関は、教育委員会・選挙管理委員会・監査委員 農業委員会・固定資産評価審査委員会・公平委員会に限る。 * 国県議会議員、他市町村については筑紫地区協議のうえ決定する。 * 初盆供物は1,000円程度とする。
		配偶者・実父母・子			○		
		元議員			○		
	自治功労者	本人	5,000円	○	○	○	
	執行機関	本人	5,000円	○	○		
	附属機関・関係機関	本人	5,000円	○	○		
	職 員	本人			○		
配偶者・実父母・子				○			
会費	案内状等に金額の明記がある場合は、その金額を支出。明記されていない場合は、飲食を伴う場合に限り5,000円を上限とする。						* 政治家・政党・政治団体への支出は行わない。 * 軽食の場合は、3,000円を目安とする。
その他	手土産代は、1ヶ所3,000円を上限とする。 その他の支出の際は、交際費使用願により、市長の決裁を必要とする。						